

埼玉県南部保健所における

新型インフルエンザ等対策の取組について

1 経緯

平成25年4月に新型インフルエンザ等対策特別措置法が施行され、それに基づき平成26年1月に「埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画」が作成された。

以後、地域の状況に応じた対策等を協議するとともに関係者間での情報共有、訓練の実施、研修会の開催等を通じて地域での連携強化等を図る取組を実施している。

平成30年4月1日、川口市の中核市移行に伴い、「埼玉県南部保健所」に変わり、所管区域は蕨市と戸田市となった。

これに伴い、今年度、埼玉県南部保健所管内感染症担当者連携会議を設け、管内の連携強化の取組を実施した。

2 実施内容

会議・研修等 日 時	参 加 機 関	内 容
南部保健所管内 感染症担当者連携会議 1 平成 30 年 6 月 20 日	・保健所 ・市	①情報共有（管内感染症発生状況・新型インフルエンザ等対策） ②連絡体制の整備
新型インフルエンザ 連絡訓練 ①平成 30 年 11 月 9 日 ②平成 30 年 11 月 13 日	・厚生労働省・埼玉県・保健所 ・新型インフルエンザ専用外来 協力医療機関及び入院医療 機関	メールを用いた連絡訓練 ①海外発生期 ②国内感染期
南部保健所管内 感染症担当者連携会議 2 平成 31 年 2 月 4 日	・保健所 ・市（保健・危機管理部門） ・消防署職員 ・新型インフルエンザ専用外来 協力医療機関及び入院医療 機関	①情報共有「新型インフルエンザ等感染症発生段階における各機関の役割について」 ②講義「新型インフルエンザ等感染症対策を含めた感染症危機管理」 講師：大東文化大学教授 中島一敏先生 ③演習「新型インフルエンザ対策における関係機関の連携体制の役割を共有」
防護服着脱訓練 平成 31 年 2 月 7 日	・保健所 ・市（保健・危機管理部門） ・消防署職員	防護服着脱（実習）

3 その他

次年度も引き続き、会議や研修会にて情報共有及び連携強化を実施していく。